

所定疾患施設医療費（Ⅰ）（Ⅱ）について

介護老人保健施設において、入所者のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

- ① 所定疾患施設療養費（は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置が行われた場合に、（Ⅰ）を算定するときは1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。（Ⅱ）を算定するときは1回に連続する10日間を限度とし月1回に限り算定する。
※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
- ② 肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。（令和3年4月改定より）
- ③ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは認められないものであること。
- ④ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ニ 蜂窩織炎（令和3年4月改定より）
- ⑤ 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載すること。
- ⑥ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和2年度		R2.									R3.			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	日数	0	5	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	12
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な検査・治療内容

肺炎	バイタル測定、血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、水分補給（点滴）
尿路感染症	バイタル測定、血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、水分補給（点滴）